

六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合においては、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聽かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

二以上の都道府県の区域内にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合には、関係都道府県知事は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、関係都道府県知事を聽かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当つては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に發揮することができるよう配慮しなければならない。

国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をした場合においては、関係都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、第四項の規定による当該都道府県の議会の議決を経ることを要しない。

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めることにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十一条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(路線が重複する場合の措置)

第十一條 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するよう路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者は又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は現に当該道路の路線を認定している者にあらかじめその旨を通知しなければならない。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という)。その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

国土交通大臣は、工事が高度の技術を要するり、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととができる。

3 國土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認められる場合又は都道府県の区域を境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項後段の規定は、前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

第十四条 削除
(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。
(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用について(「関係市町村長は、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。」においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で、第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第

十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかるべき事務の実施体施行の実情を勘案して、当該市町村から要請があり、かつ、当該道路の改築又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県が行うべき事務の実情を勘案して、当該市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における工事の実施体

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、共用管理施設関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者（第三十一条及び第三十二条の二において「鉄道事業者等」という。）の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との差部分をいう。）、駅前広場その他の公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理について、第十三条第一項及び第三項並びに第五十五条から第十七条までの規定にかかるらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者は、その道路管理者との協議が成立しないときは、当該道路の管理者又は他の工作物の管理者は、その道路に関する主務大臣及び当該支

局の長があるときは、都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請

に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

第二十一条 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、当該道路の道路管理者は、

（維持修繕協定の締結）

は、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

第二十二条の二 道路管理者は、道路の構造を全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができる。

これをあらかじめ定めておく必要があると認めるとときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）

二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 維持修繕協定の有効期間

五 維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

（附帯工事の施行）

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十二条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当

兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十二条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当

外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他の道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」といいう。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

前項の場合において、他の工事が河川工事又は当該道路の維持をさせることができる。

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十四条 道路管理者は、道路に関する工事に当該道路の工事又は道路に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

前項の場合において、他の工事が河川工事又は当該道路の維持をさせることができる。

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十五条 第二十二条の二の規定は、砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

（道路管理者以外の者の行う工事）

第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第八十三条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

二 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に對し不当な差別の取扱いをするものでないこ

と。

二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能

力にかんがみ、その利用を困難にするおそれ

のないものであること。

三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道

路の区域外に設置されており、かつ一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示）

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關する必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

の協議が成立したものとみなす。

第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、共用管理施設関係道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である

（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌

道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建

設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本

高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業

者（第三十一条及び第三十二条の二において「鉄道事業者等」という。）の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道と

の差部分をいう。）、駅前広場その他の公共の用

に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間ににおいて、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）

二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 維持修繕協定の有効期間

五 維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

（附帯工事の施行）

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に当該道路の工事又は道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適當であると認められるときは、前条及び第三十二条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当

外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他の道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」といいう。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

前項の場合において、他の工事が河川工事又は当該道路の維持をさせることができる。

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十四条 道路管理者は、道路に関する工事に当該道路の工事又は道路に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

前項の場合において、他の工事が河川工事又は当該道路の維持をさせることができる。

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十五条 第二十二条の二の規定は、砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關する必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(有料の橋又は渡船施設)
第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

- 2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならぬ。
 一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
 二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。
 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。
 一 工事方法
 二 工事予算
 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 四 収支予算の明細
 五 料金徴収期間
 六 元利償還年次計画
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 (有料の橋又は渡船施設の工事の検査)
- 第二十六条 前条第一項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者があつては国土交通大臣の、市町村である道路管理者があつては都道府県知事が、工事が完了した場合においても、同様とする。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が前条第三項の規定による届出に係る同項第一号の工事方法(同条第四項の規定による工事方の変更(同条第三項第五号又は第六号に掲げ

る事項の変更を伴うものに限る。)に係る届出があつたときは、その変更後のものに適合しないと認める場合においては、届出をした道路管理者に対し、工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求(都道府県知事にあつては、勧告)をすることができる。

- 3 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならぬ。
 一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
 二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。
 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。
 一 工事方法
 二 工事予算
 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 四 収支予算の明細
 五 料金徴収期間
 六 元利償還年次計画
- 4 道路管理者は、前項の規定により料金を徴収しようとする道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。
- 第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合は、第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 3 國土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行なう場合は、同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行なう場合は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行なうものとする。
- 4 第十九条 第二十九条

道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

- 第二十八条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。
 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関必要な事項は、国土交通省令で定める。
 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。(協議会)
- 第二十九条 道路上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九百九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の密接関連道路の管理を効果的に行なうために必要な協議を行うための協議会(以下の条において「協議会」という。)を組織することができる。
 1 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 2 一 関係地方公共団体
 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者
 三 その他協議会が必要と認める者
 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 4 前三项に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第二節 道路の構造
- (道路の構造の原則)
- 第二十九条 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対しても安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならぬ。
- 3 第三十一条 道路と鉄道事業者との交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。
- 2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と鉄道事業者等との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするとときは、指定区間外の国道があつては、

通行する自動車の種類に関する事項二幅員三建築限界四線形規距五勾配六排水施設七路面八待避所九交差又は接続十横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設十一橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度十二橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度十三前号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項十四前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。は、政令で定める。

- 14 第三十二条 道路と鉄道事業者との交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。
- 2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と鉄道事業者等との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするとときは、指定区間外の国道があつては、

下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの。

六 前条第一項第三号に掲げる自動運転補助施設で、自動車の自動運転による技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの。

七 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするとときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

八 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

九 第二項の規定による許可(同項第三号に係るものに限る。)に係る前条第二項及び第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(工事の調整のための条件)

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えるとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事をと相互に調整することに当該許可に対応して必要な条件を附すことができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する

工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。
(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用について、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令での基準を定めることができる。
(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十

七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第七十四号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)、若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十七号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く)の用に供するものに限る)又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く)がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

四 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図ることで有効であると認められる工作物、物件又は施設(以下「入札対象施設等」という。)について、道路の占用及び入札の実施に関する指針(以下「入札占用指針」という。)を定めなければならない。

一 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所

三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの

五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間

六 占用料の額の最低額

七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項

八 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

九 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内

めの道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えないなければならない。
(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかるわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあっては、歩道の部分に限る)の占用を禁止し、又は制限することができる。
(入札対象施設等の入札占用指針)

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

四 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

五 第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図ることで有効であると認められる工作物、物件又は施設(以下「入札対象施設等」という。)について、道路の占用及び入札の実施に関する指針(以下「入札占用指針」という。)を定めなければならない。

六 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

七 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所

八 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期

九 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの

一〇 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間

一一 占用料の額の最低額

一二 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に

一三 他の必要な事項

一四 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

一五 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内

⁶の国道にあつては、政令)で定める額を下回つてはならないものとする。

く。)は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとするとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとするとする第二項(第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。

道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占領計画の提出)

道路を占用しよどむ者に、方木又象脂等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その（以下「入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。
二 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

三 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならぬい。

（占用入札）

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるものに対しては占用入札に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該入札対象施設等のための道路の占用ができる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札

占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用・入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところに

より、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上との額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合には、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

（入札占用計画の変更等）

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

道路管理者は、前項の規定による変更の認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為

が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄

する警察署長に協議しなければならない。
道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当する

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更ものとする。

更の認定をした場合について準用する。
(占用入札を行つた場合における道路の占用の
許可)

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条
の五第一項の規定による認定を受けた入札占用
計画(前条第一項の規定による変更の認定があ
つたときは、その変更後のもの。次項において
「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対
象施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札
占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項
の規定による許可の申請があつた場合において
は、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二
項及び第八十七条第一項の規定の適用について
は、第三十二条第二項中「申請書を」とあるの
は「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の
措置を記載した書面を添付して」と、第八十
七条第一項中「円滑な交通を確保する」とある
のは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若
しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条
第一項又は第三項の規定による許可を与えた場
合においては、当該許可に係る占用料の額は、
第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入
札において認定計画提出者が申し出た額(当該
申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道に
あつては、同項の政令)で定める額を下回る場
合にあつては、当該条例又は当該政令で定める
額)とする。この場合において、同条第一項た
だし書の規定は、適用しない。

5 第三十九条の五第一項の規定による認定がさ
れた場合においては、認定計画提出者以外の者
は、同項の道路の場所については、第三十二条
第一項又は第三項の規定による許可の申請をす
ることができない。

(占用物件の管理)

物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。（占用物件の維持管理に関する措置）

件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(原状回復)
第四十条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合には、この限りでない。
道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)
第四十一条 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

第四節 道路の保全等
(道路の維持又は修繕)
第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

第四十三条 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。
(道路に関する禁止行為)
二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたいい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。
一 みだりに道路を損傷し、又は汚損するこど。

(車両の積載物の落下の予防等の措置)

第四十三条の二 道路管理者は、道路を行して車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該車両の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定め竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき危険を予防し、又は道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定においては、当該指定に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。

3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するため施設の設置のその他そ

の損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置のその他その他の損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

8 この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(届出対象区域内における工作物の設置の届出等)

第四十五条 道路管理者は、沿道区域(前条等)の指定をしようとする場合においては、条例(指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。)で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定となるものとして工作物が公示されたものに限る。(以下この条において同じ。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

3 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第二項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で条例で定める行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行うもの

9 一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。)に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいなければならぬために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

三 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者

10 同項に規定する価額が著しく低いときは、当該計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

11 (違法放置等物件に対する措置)

12 第一項から第四項までに規定する違法放置等物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。

13 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

14 (道路標識等の設置)

15 第一項の規定により、内閣府令・国土交通省令で定める道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるもの寸法は、前項の規定にかかるらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参考して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

16 第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るために必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

17 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるもの寸法は、前項の規定にかかるらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参考して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

18 (自動運行補助施設の性能の基準等)

19 第四十五条の二 道路の附屬物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関必要な事項は、国土交通省令で定める。

20 道路管理者は、道路の附屬物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能の基準その他の自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

21 (通行の禁止又は制限)

22 第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げた場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合	二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
道路監理員（第七十一条第四項の規定により命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路管理者（第七十一条第四項の規定により命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。
四 第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要な限り度は、政令で定める。	四 第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要な限り度は、政令で定める。

第五章 第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同様の規定による場合は、前項の規定による禁制若しくは制限にかかる場合を除く。	第五章 第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同様の規定による場合は、前項の規定による禁制若しくは制限にかかる場合を除く。
第六章 第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘査して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るために、限度超過車両の通行（第四十七条の十第三項の回答の内容に従つた通行を除く。以下この項において同じ。）を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。	第六章 第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘査して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るために、限度超過車両の通行（第四十七条の十第三項の回答の内容に従つた通行を除く。以下この項において同じ。）を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。
第七章 第四十七条の四 登録の申請 第四十七条の四 登録の申請	第七章 第四十七条の四 登録の申請 第四十七条の四 登録の申請
八 前項の手数料の額は、実費を勘査して、政令で定める。	八 前項の手数料の額は、実費を勘査して、政令で定める。
九 國土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。	九 國土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

第五章 第四十七条の五 登録の更新 第四十七条の五 登録の更新	第五章 第四十七条の五 登録の更新 第四十七条の五 登録の更新
六 第四十七条の六 登録の登録 第四十七条の六 登録の登録	六 第四十七条の六 登録の登録 第四十七条の六 登録の登録
七 第四十七条の七 登録の登録 第四十七条の七 登録の登録	七 第四十七条の七 登録の登録 第四十七条の七 登録の登録
八 第四十七条の八 登録の登録 第四十七条の八 登録の登録	八 第四十七条の八 登録の登録 第四十七条の八 登録の登録
九 第四十七条の九 登録の登録 第四十七条の九 登録の登録	九 第四十七条の九 登録の登録 第四十七条の九 登録の登録

(市町村による歩行安全改築の要請)
第四十七条の十六 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路（高速自動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に対し、国土交通省令で定めるところにより、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築（以下「歩行安全改築」という。）を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請（以下この条において「実施要請」という。）に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容は、第三十条第一項に規定する道路の構造の技術的基準その他の法令の規定に基づく道路に関する基準に適合するものでなければならない。

3 道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の全部又は一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築を行うこととするときは、その工事計画書の案を作成しなければならない。

4 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととする場合は、第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするとときは、当該歩行安全改築の工事計画書の案と一緒にして、当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならない。

5 道路管理者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聽かなければならぬ。

6 道路管理者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聽かなければならぬ。

(市町村による歩行安全改築の要請)
第五節 道路の立体的区域

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の十七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘査し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」といいう。）とすることができる。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。）の上の空間又は地下（当該道路の区域内の空間又は地下を除く。）に交通確保施設（歩行者の一般交通の用に供する道路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。）を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すること認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十九条の四第一項の規定にかかるわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の十八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めると認めるときは、協定に從つて、当該建物の管理を行うことができる。

1 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

3 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立ち入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

二 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する道路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の掲示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般的な閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第四十七条の十九 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者は占有者、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その対して、同項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するものほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に規定するものほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に

失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2 前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するための敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の取去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物の所有者に対し、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立ち入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

二 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する道路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の掲示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

する場合においては、あらかじめ、当該道路又は道路の部分の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

5 道路管理者は、第一項から第三項までの規定による指定をしようとする場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様と定を解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路等との交差等)

第四十八条の十四 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定による指定をした、又はしかる第三項までの規定による指定を受けた道路又は道路の部分を道路等と交差させようとする場合においては、当該道路又は道路の部分の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

2 道路管理者は、道路等を前条第一項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車専用道路」という)、同条第二項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車歩行者専用道路」といいう)又は同条第三項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「歩行者専用道路」といいう)、(以下これらを「自転車専用道路等」と総称する)と交差させようとする場合においては、当該自転車専用道路等の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

(通行の制限等)

第四十八条の十五 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるもの)を含む。(以下同じ。)による以外の方針により通行してはならない。

2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。

3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。

4 道路管理者は、自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならぬ。(違反行為に対する措置)

第四十八条の十六 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第八節 重要物流道路

(重要物流道路の指定)

第四十八条の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘査して、全国的な貨物輸送網の形成を図るために、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 重要な物流道路の構造の基準によるとするときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(重要な物流道路の構造の基準)

第四十八条の十八 重要な物流道路に係る第三十条第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要な物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保され定められなければならない。

(災害が発生した場合における重要な物流道路等の管理の特例)

国土交通大臣は、災害が発生

した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘査して、当該都道府県又は市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)を当該

二 重要な物流道路

(通行の制限等)

第四十八条の十九 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘査して、当該都道府県又は市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)を当該

三 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定による指

該重要な物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

同意を得てあらかじめ指定したもの

第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

2 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九節 歩行者利便増進道路

(歩行者利便増進道路の指定)

第四十八条の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘査して、歩行者の利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。)のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進施設等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進施設等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めることにかかるわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進施設等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進施設等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進施設等を行おう場合においては、政令で定めることにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定め

ならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

2 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定め

第十节 行人歩行者利便増進道路

(行人歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十二 第四十八条の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(第十七条第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において同じ。)のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進施設等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進施設等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めることにかかるわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進施設等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進施設等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進施設等を行おう場合においては、政令で定めることにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定め

導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の

二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流

道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために當

する場合においては、あらかじめ、当該道路又

は道路の部分の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

5 道路管理者は、第一項から第三項までの規定による指定をしようとする場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様と

定を解除しようとする場合においても、同様と

する。

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進誘引

図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限）
第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るために、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

（防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示）
第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合においては、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

（災害応急対策施設管理協定の締結等）
第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等（当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設（以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。）の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設において定める

所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあっては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。）との間ににおいて、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理者協定」という。）を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行なうことができる。

一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設（以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。）

二 協定災害応急対策施設の管理の方法

三 災害応急対策施設管理協定の有効期間

四 災害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の掲示の方法

六 その他協定災害応急対策施設の管理に関する必要な事項

（災害応急対策施設の管理）
第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供されなければならない。

（特定車両停留施設の構造等）
第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

（車両の停留の許可）
第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他の政令で定める車両については、この限りでない。

（特定車両停留施設の構造等）
第四十八条の三十三 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策施設管理協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

（特定車両停留の許可基準）
第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項

においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

（災害応急対策施設管理協定の効力）
第四十八条の二十九の七 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるとおり、この条から第四十八条の二十九の七までにおいて協定災害応急対策施設所有者等との間に定めた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあった後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等とつた者に対しても、その効力があるものとする。

（利用の制限等の表示）
第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設ければならない。

（特定車両停留施設の停留料金及び割増金）
第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者は、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他の政令で定める車両を停留させる場合には、政令で定めるところにより、この限りでない。

（特定車両停留料金の額）
第四十八条の三十六 道路管理者は、前項の原則によつて定めなければならない。

（特定車両停留料金の額）
第四十八条の三十七 道路管理者は、特定の者に対する料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 特定車両を停留させる特定の者に対する料金の額は、その利用を困難にするおそれのないものであること。

二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 特定車両停留施設を利用できる事項が、特定期間満了の日までに、当該特定車両と同一の種類の車両を同時に二両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

（特定車両停留施設の停留料金等の公示）
第四十八条の三十八 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例（国道にあつては、国土交通省令）で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定車両停留施設の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。

第十一節 利便施設協定

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の三十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他の道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下この項において「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他）の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分のもの）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の三十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

第四十八条の三十九 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第十二節 自動車駐車場等運営事業

第四十八条の四十 道路管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業に係る約款を定める場合には、その決算手続及び公表方法と同様の方法とする。

第十四節 特定道路管理者が民間資金等の利用料金に係る約款を定める場合

（利用料金の変更命令及び公示）
特定道路管理者が民間資金法第二十三条规定した道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）は、自動車駐車場等運営権から民間資金法第二十三条第二項の規定により届け出られた利用料金が第四十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第二項又は第四十八条の三十五第二項の規定に違反すると認められるときは、自動車駐車場等運営権者に對し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

（自動車駐車場等運営権者からの届出）
特定道路管理者は、自動車駐車場等運営権者の届出を受けたときは、前項に規定する場合を除き、当該届出の内容を条例（国道にあつては、国土交通省令）で定める方法により公示しなければならない。

第十五節 指定登録確認機関

（指定）

第十六節 指定登録確認機関

第四十八条の三十八 道路管理者は、利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。道路管理者は、利便施設協定を締じたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間に利害関係人の縦覧に供さなければならない。

第四十八条の三十九 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

第五節 道路外利便施設
第六節 利便施設協定の有効期間
第七節 利便施設協定に違反した場合の措置
第八節 利便施設協定の掲示方法
第九節 利便施設の管理の方法
第十節 利便施設協定の締結等

なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

第四十八条の四十一 道路管理者が民間資金法第五条第一項の規定により自動車駐車場等運営事業（特定車両停留施設に係るものに限る。）に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第二号中「内容」とあるのは、「内容（災害時における緊急輸送の確保その他交通の機能の維持に関する必要な措置を含む。）」とする。

第四十八条の四十二 道路管理者が民間資金法第十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を設定した場合における第二十四条の三及び第四十八条の三十六の規定については、これらの規定中「事項」とあるのは「事項（同項に規定する利用料金に係る事項を除く。）」と、第二十四条の三中「前条第一項の規定により駐車料金を徴収する」とあり、及び第四十八条の三十六中「前条第一項の規定により停留料金を徴収する」とあるのは「第四十八条の四十第一項の規定により利用料金を收受させること」と、第二十四条の三の見出し中「駐車料金等」とあるのは「駐車する」とができる時間等」と、同条中「駐車料金、駐車する」とあるのは「駐車する」と、第四十八条の三十六の見出し中「停留料金等」とあるのは「停留することができる時間等」と、同条中「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。（自動車駐車場等運営事業の特例）

第四十八条の四十三 指定区間外の国道の道路管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。

第四十八条の四十四 特定道路管理者が民間資金法第二十三条规定により自動車駐車場等運営権を設定した道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）と、同項第三号中「公共交通の機能の維持に関する必要な措置を含む。」と、同項第三号中「公共交通の利用に係る約款を定める場合には、その決算手續及び公表方法」とあるのは「供用約款の決定手續及び公表方法並びに利用料金の公示方法」とする。

第四十八条の四十五 自動車駐車場等運営権者の運営に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）であるが、当該自動車駐車場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定する場合には、第二十四条の二第一項及び第四十八条（利便施設協定の縦覧等）

準用する場合を含む。）中「道路管理者」とあるのは、「第四十八条の四十第一項に規定する自動車駐車場等運営権者」と読み替えるものとする。

第四十八条の四十六 民間資金法第二十九条第一項の規定により自動車駐車場等運営権を取り消し、又はその使用の停止を命じたとき。

第四十八条の四十七 公共施設等運営権の存続期間の満了に伴い、又は民間資金法第二十九条第四項の規定により自動車駐車場等運営権が消滅したとき。

指定登録確認機関として指定することができる。

一 職員、道路交通管理業務の実施の方針その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 道路交通管理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののはか、道路交通管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五 前項の規定による指定は、道路交通管理業務の範囲を定めて行うものとする。

第六十条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定登録確認機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十八条第一項の規定による指定(以下この節において「指定」という)をしたときは、認機関が行う道路交通管理業務の範囲、道路交通过管業務を行う事務所の所在地並びに道路交通过管業務の開始の日を公示しなければならない。

二 指定登録確認機関は、その名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務、指定期間が行う道路交通管理業務の役員及び職員並びにこれらの人等であつた者は、登録等

の範囲又は道路交通管理業務を行いう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)

第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条第一項に規定する事務(以下「登録等事務」という)を行うこと。

二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(指定登録確認機関による登録等事務の実施)

第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 登録の実施に関する事務(第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く)。

二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関する事務。

三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務。

四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務。

五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務。

六 第四十七条の十二第二項の規定による報告の提出。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

八 不正な手段により指定を受けたとき。

九 不正な手段により指定を受けたとき。

十 不正な手段により指定を受けたとき。

十一 不正な手段により指定を受けたとき。

十二 不正な手段により指定を受けたとき。

十三 不正な手段により指定を受けたとき。

十四 不正な手段により指定を受けたとき。

十五 不正な手段により指定を受けたとき。

十六 不正な手段により指定を受けたとき。

十七 不正な手段により指定を受けたとき。

十八 不正な手段により指定を受けたとき。

十九 不正な手段により指定を受けたとき。

二十 不正な手段により指定を受けたとき。

二十一 不正な手段により指定を受けたとき。

二十二 不正な手段により指定を受けたとき。

二十三 不正な手段により指定を受けたとき。

二十四 不正な手段により指定を受けたとき。

二十五 不正な手段により指定を受けたとき。

二十六 不正な手段により指定を受けたとき。

二十七 不正な手段により指定を受けたとき。

事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

二 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程(以下「登録等事務規程」という)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

三 國土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

四 國土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならぬ。

(指定の取消し等)

第五十条の五十七 國土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならぬ。

二 國土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

四 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

五 第四十八条の五十二第一項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十八条の五十二第一項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十三 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十四 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十五 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十七 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十三 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十四 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十五 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十七 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

二 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

二 國土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十八条の五十七 國土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならぬ。

二 國土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

四 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条第一項の規定に違反したとき。

五 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十三 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十四 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十五 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十七 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

十九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十三 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十四 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十五 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十六 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十七 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十八 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

二十九 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十一 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十二 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十三 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

三十四 第四十八条の五十二第一項の規定に違反したとき。

3 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

二 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十八 国土交通大臣は、登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災を

の他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十二項の規定にかかるらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている登録等事務を行わないこととする場合は、国土交通省令で定める。

第三章 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事を行うこと。

(監督等)

第四十八条の六十二 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要なと認めるとときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとする。

2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の六十三 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 道路管理者は、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 道路協力団体の業務

(道路協力団体の業務)

第四十八条の六十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

2 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第四十八条の六十二 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要なと認めるとときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとする。

2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の六十三 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 道路管理者は、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 道路協力団体の業務

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の六十五 道路協力団体は、踏切道改良促進法第四条第八項及び第九項（これらの規定を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項か

る）の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に分担せざる場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところによ

り、第五十条第一項、第二項若しくは第四項か

ら第六項まで又は第五十二条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第六項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し支出しなければならない。

3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第十九条第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条第二項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは、「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第十九条第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したもののみなす。

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により國又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第二十条第三項の規定による国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは、「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第十九条第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したもののみなす。

(道路に関する費用)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要な場合、第七十七条の規定による道路に

関する調査を行うために必要がある場合又は資本の開発、産業の振興、観光その他の国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めることにより、当該道路の新設又は改築の規定により国土交通大臣又は都道府県の議会とあるのは、「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

2 第二項において準用する第十九条の二第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用についてはその二分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要用する費用についてはその二分の一以内を道路管理者については、補助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

3 第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

4 第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要な生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

5 第五十九条 道路に関する工事に因り必要な生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するためには、道路に関する工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

(受益者負担金)

6 第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

7 第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(負担金の通知及び納入手続等)

8 第六十三条 第四十四条の三第七項及び第五十八条から前条までの規定による負担金の額の通知及び納入手続その他の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

9 第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく負担金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連絡料、第四十四条の三第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金、第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金並びに自動車駐車場等運営権の設定の対価は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定

規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 第四十七条の二 第三項の規定に基づく手数料

は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七条の三第七項、第四十七条の四第五項及び第四十七項の規定に基づく手数料は、国の七条の十第五項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてする处分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で埋めた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならぬ。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。
(立入又は一時使用の受忍)

第六十七条 土地の占有者は、正当な事由がない限り、前項第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場合がないときは、自動車駐車場、空地、この項目前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盜難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるとおりに、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、車両が放置された場合における保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常灾害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使

用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、他の行為若しくは工事の中止、道路

(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存

する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは道路を原状に回復することを命ずること

ができる。

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(損失の補償)

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十条 土地收回法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

2 第四十四条第六項及び第七項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

3 第二条

(道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合)

3 第二号に掲げる場合のほか、道路の管理上

(道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合)

法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取

り消し、その効力を停止し、若しくはその条件

(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する

施設を含む。以下この項において同じ。)に存

する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずること

ができる。

2 受用し、若しくは処分することができる。

3 は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在する者又はその附近に居住する者を防ぎよに徙事させることができる。

(損失の補償)

2 道路管理者は、非常災害時に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

3 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受ける者

3 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受ける者

規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の十四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対し第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の十四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行えることができる。

道路監理員は、前二項の規定による権限を使用する場合においては、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

第二条 第四十四条第六項及び第七項の規定による損失の補償について準用する。道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理

上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

並びに第七十一条第一項、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。)の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができることができる。

道路監理員は、前二項の規定による権限を行ふこととする。

前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合は、条例又はこれらによつてした処分により納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十四条 指定区間外の国道の道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

(国土交通大臣の認可)

第七十五条 国土交通大臣は、指定区間外の国道に関し、次に掲げる場合には、当該指定区間外の国道の道路管理者に対して、その処分の取消し、変更その他の必要な処分又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすること(以下「この条において「必要な処分等」という。)を指示することができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣がした処分に違反するとして認められる場合

二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律に基づいて国土交通大臣がした処分に違反するとして認められる場合

三 道路管理者は、条例又は第六十一条第二項の規定による損失の補償について準用する。

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めることにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一 道路整備計画

二 道路に関する工事の施行実績

三 道路の附属性である自動運行補助施設の設置状況

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に關し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地主公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一 前項第一号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 前項第二号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

三 第二号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

四 道路管理者は、国土交通大臣から前二項の規定による要求を受けたときは、必要な処分等を行わなければならぬ。

五 第二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

六 第二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

七 第三十一条第一項の規定による協議の内容五 第三十九条第二項、第四十八条の七第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例

八 都道府県知事は、市町村である道路管理者から前項第三号に掲げる事項の報告を受けたときは、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

(道路に関する調査)

2 地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を国土交通大臣に報告しなければならない。
3 第一項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合には、当該調査を行おうとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行おうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
4 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
5 前各項に規定するものと除くほか、第三項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。(道路の行政又は技術に対する勧告等)
第六章 社会資本整備審議会の調査審議等
第七十条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は市町村に対し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に関して必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
第七十一条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。
第七十二条 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関に建議することができる。
第八十条から第八十四条まで 削除
第七章 雜則
(道路の附屬物の新設又は改築)
第八十五条 国道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。
2 都道府県道又は市町村道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
3 道路の附屬物の新設又は改築が国道の新設は、道路の附屬物の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に伴う費用を負担する費用を負担するが、道路の附屬物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する費用を負担する。

2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収し、並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。
3 第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に関する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。
4 第五十八条の規定により負担金を徴収し、並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。
5 第五十八条の規定により負担金を徴収し、並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。
第六章 社会資本整備審議会の調査審議等
第七十条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他の交通事故を防ぐために必要な条件を附することができる。
2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。
(道等の特例)
第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に關係があるときは、政令で定めることにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。
2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間において、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
3 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附屬物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第十三条第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の二十一、第四十
4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更により、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでの間に、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その損失を認定し、変更し、又は廢止することができない。
4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
5 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
第六章 社会資本整備審議会の調査審議等
第七十条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。
(道路予定区域)
第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間において、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでの間に、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その損失を認定し、変更し、又は廢止することができない。
4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
5 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
第六章 社会資本整備審議会の調査審議等
第七十条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。
(道路予定区域)
第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間において、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでの間に、何人も、道路管理者(国土交通大臣)が自ら道路の新設又は改築を行なう場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前ににおいても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その損失を認定し、変更し、又は廢止することができない。
4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
5 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

八条、第四十八条の四十五(第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二(第二項を除く。)、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。
九条 第三十五条に規定する事業に対する負担金の徴収
第十条 第三十五条に規定する事業に対する負担金の徴収
第十一条 第三十五条に規定する事業に対する負担金の徴収
第十二条 第三十五条に規定する事業に対する負担金の徴収

用物件の管理者は、第九十二条第一項の期間満了後直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合において当該不用品が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八条の規定にかかるわらず、当該不用品のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

3 第一項の場合において、不用品の管理者が当該不用品の所有者を確知することができないときは、当該不用品を供託することができる。ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

4 民法第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法（平成二十二年法律第五十一号）第九十四条及び第九十八条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

5 第二項の規定により、譲与を受けることができない場合において、土地収用法第一百六条又は民法第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた地方公共団体とする。（不用品に関する費用等）

第六十九条 第九十二条第一項の期間内における不用品の管理若しくは同条第四項の規定による不用品の交換又は前条の規定による不用品の返還に要する費用は不用品の管理者の負担とし、不用品の管理に伴う収益は不用品の管理者の収入とする。

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、第四十八条の二十九の三の規定については都道府県に対応して再審査請求をすることができる。

定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聽かなければならぬ。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をして、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

3 第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他の公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）については、審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

1 この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次項において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道を構成している事務（第九十五条（第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十三条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していない事務（第九十五条（第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）

2 第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務（政令で定めるものを除く。）

3 第十七条第四項、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項の規定により国道に関する事務（都道府県又は市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

4 第十七条第八項の規定により国道に関する事務（都道府県が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

5 第九十四条第五項（第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二項において準用する第十九条第二項、第六十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十二条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十二条第二項において準用する第三項若しくは第三十一条第一項若しくは第三項（第九十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができる。道路管理者が第九十九条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

5 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

6 第二項の規定により、譲与を受けることができない場合において、土地収用法第一百六条又は民法第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた地方公共団体とする。（不用品に関する費用等）

第七十条 第九十二条第一項の期間内における不用品の管理若しくは同条第四項の規定による不用品の交換又は前条の規定による不用品の返還に要する費用は不用品の管理者の負担とし、不用品の管理に伴う収益は不用品の管理者の収入とする。

2 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文の規定による決定並びに同条第三項の規定による命令については、この限りでない。（不適用規定）

第九十八条 第四条の規定は、他の工作物について道路の路線が指定され、又は認定された場合においては、当該他の工作物については、適用しない。（経過措置）

第八章 罰則

第九十九条 国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項若しくは第四十八条の二十六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札若しくは公募（以下「占用入札等」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札等の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 偽計又は威力を用いて、占用入札等の公正を害すべき行為をしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若正な利益を得る目的で、談合したときも、前項と同様とする。

しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせたときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用したとき。

三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 正当事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げたとき。

五 第四十八条の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

四 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

九 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げたとき。

八 第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定に違反して特定車両停留施設に車両を停留させたとき。

七 第四十八条の二十九の三の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したとき。

十 第九十五条第一項の規定に違反したとき。

一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両に違反して特定車両停留施設に車両を停留させたとき。

二 第四十七条の二第六項の規定に違反して書面を備え付けなかつたとき。

三 第四十七条の二第七項の規定に違反して書面を備え付けなかつた者

六 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同一の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

三 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十八条の五十三第一項の規定に違反したとき。

五 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同一の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を拒み、若しくは妨げたとき。

八 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

九 第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第四十七条の十四第二項の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十一 第四十七条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十六条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

五 第四十六条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

六 第四十七条の二第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を拒み、若しくは妨げたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

八 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

九 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十一 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十二 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十三 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

十四 第四十七条の二第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の十

条第一項の規定による道路管理者の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反したときにつれて、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第一項の規定による道路管理者の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第六項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第七項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第八項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第九項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十一項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十二項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十三項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十四項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十六項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十七項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十八項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第十九項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十一項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十二項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十三項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十四項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十六項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十七項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十八項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第二十九項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十一項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十二項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十三項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十四項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十六項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十七項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十八項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第三十九項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十一項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十二項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十三項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十四項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

（第十四条第四十六項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反したとき。

第一百八条 第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第一百九条 第十三条第二項、第二十七項、第四十一条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない期間内において政令で定めることとする。但し、第五条から第十条まで、第七十四条第一号及び第六章の規定は、公布の日から施行する。

2 第五十一条第二項及び第五十三条第一項の規定の平成二十一年度における適用については、第五十条第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める道路を構成する施設若しくは工作物に係る工事(当該工事を施設するため必要な点検を含む)」と、第五十三条第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」とする。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十条第一項の規定により国がその費用について負担する都道府県が行う国道の新設又は改築で日本社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十条第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、道路管理者である地方公共団体に対し、第五十六条又は第八十八条第一項の規定により国がその費用について補助し、又は負担することができる道路の新設若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十条第一項の規定により国が負担する金額を無利子で貸し付けることができる。

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則

(昭和二七年七月三一日法律第二一三号)抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則

(昭和二七年七月三一日法律第二一四号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和二八年八月一五日法律第二一五号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和二八年五月一六日法律第一〇六号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和二九年四月二十五日法律第七九号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和二九年四月二〇日法律第一〇八号)抄

1 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

附 則

(昭和二九年三月三一日法律第五一号)抄

1 この法律の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(昭和三四年三月三〇日法律第六四八号)抄

1 この法律は、他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附 則

(昭和三三年四月二五日法律第八四四号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和三四年四月二〇日法律第一六号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三五年六月二十五日法律第一六一号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和三五年六月二十五日法律第一六二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和三五年九月一五日法律第一六三号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則

(昭和三七年九月一五日法律第一六四号)抄

1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

附 則

(昭和三七年九月一五日法律第一六五号)抄

1 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則

(昭和三十三年四月一一日法律第七九号)抄

1 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下

「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の处分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後ににされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第二項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三八年四月一日法律第八一)

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年六月八日法律第九九)

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中首次の改正規定(第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。)、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分に限る。)、附則第二十一条(地方開発事業団に関する部分に限る。)及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の改正規定等」という。)は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、

予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項及び附則第八条の規定(以下「予算関係の改正規定」という。)は昭和三九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十一条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分を除く。)、附則第二十五条(地方開發事業団に関する部分を除く。)並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年二月二九日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこなす。

附 則 (昭和三九年七月九日法律第一六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、道路法第二十九条、第三十条第一項、第七十一条第四項及び第五項並びに第八十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の道路法(以下「改正前の法」という。)の規定による一般国道又は二級国道は、この法律による改正後の道路法(以下「改正後の法」という。)の規定による一般国道となる。

3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかるわらず、当分の間、一般国道(この法律の施行の際改正前の法の規定による一般国道であつたものを除く。)の新設又は改築でその行うべきものを存する都道府県又は指定市が行うこの部分の存する都道府県又は指定市が行うこととができる。この場合はおいては、

五 道路法第七十三条第二項

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二〇日法律第八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一一)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月三一日法律第二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一日法律第四六八号) 抄

1 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこなす。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこなす。

附 則 (昭和四五四年四月一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月一四日法律第二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月一三日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月一日法律第三四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第一条を除く。)は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一五日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一六号) 抄

(施行期日等) 1 この法律は、公布の日から起算して八月をこなす。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこなす。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこなす。

附 則 (昭和四五四年四月一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月一四日法律第二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月一三日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月一日法律第三四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第一条を除く。)は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一五日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第一条を除く。)は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一六号) 抄

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九)

(二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月八日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九)

(施行期日)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九)

(二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、日本道路公团等民営化関係法施

附 則 (平成一六年六月九日法律第一)

(施行期日)
第一条 この法律は、日本道路公团等民営化関係法施

る。)及び附則第五条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条から第四条までの規定による改訂後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第二)

(二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(三號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(四號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(五號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(六號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(七號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(八號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(九號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(十號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(十一號) 抄

国負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

(二号) 抄

(ロ) 道路法附則第二項の規定により読み替え

て適用する同法第五十条第二項

(二略)

(三) 次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される國の負担及び平成二十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される國の負担)を除く。)

(四略)

(五略)

(六略)

(七略)

(八略)

(九略)

(十略)

(十一略)

(十二略)

(十三略)

(十四略)

(十五略)

(十六略)

(十七略)

(十八略)

(十九略)

(二十略)

(二十一略)

(二十二略)

(二十三略)

(二十四略)

(二十五略)

(二十六略)

(二十七略)

(二十八略)

(二十九略)

(三十略)

則第八条、第十一条、第十二条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十一条、第二十五条、第三十三条及び第四十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十一条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第四十五条の改正規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二项、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二项、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

三 附則第四十五条第二号の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第三十三条の規定（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十三条の規定による改正後の道路法（以下この条において「新道路法」という。）第三十条第四項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の政令で定める基準は、当該条例で定める技術的基本とみなす。

2 第三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路法第四十五条第三項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の規定は、適用しない。（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

二十四 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二十三年五月二十五日法律第五号）**

第 一 条 **（施行期日）** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定めた日から施行する。（施行期日）

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）第十二条、第十四条（地方自治別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則 **（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）** **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）第十二条、第十四条（地方自治別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日）のいずれか遅い日から施行する。

第 一 条 **（施行期日）** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。（施行期日）

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）第十二条、第十四条（地方自治別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則 **（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）** **抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）第十二条、第十四条（地方自治別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日）のいずれか遅い日から施行する。

第 一 条 **（施行期日）** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定めた日から施行する。（施行期日）

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）第十二条、第十四条（地方自治別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成二十三年法律第一百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則 **（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）** **抄**

(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
(附 则) (平成二五年六月五日法律第三〇号)抄		附 则 (平成二五年六月五日法律第三〇号)抄	

(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中道路法目次の改正規定(「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める部分を除く)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の十を同法第四十七条の十一とし、同法第四十七条の六から同法第四十七条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第三章第四節中第四十七条の五を同法第四十七条の六とする改正規定、同法第四十七条の四第一項の改正規定、同法第四十七条の五とする改正規定、同法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十四条第二項の改正規定、同法第七十一条第四項及び第五項の改正規定、同法第七十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十一条第二項、第一百四条の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(政令への委任)	
(附 则) (平成二五年六月四日法律第五三号)抄		附 则 (平成二五年六月五日法律第三〇号)抄	

(施行期日)		第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)	
(附 则) (平成二六年六月一三日法律第六号)抄		附 则 (平成二六年六月一三日法律第六号)抄	

(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(附 则) (平成二七年六月一八日法律第七号)抄		附 则 (平成二七年六月一八日法律第七号)抄	

(施行期日)		第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(経過措置)	
(附 则) (平成二七年六月二十四日法律第四五号)抄		附 则 (平成二七年六月二十四日法律第四五号)抄	

号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

3 新道路法第三十六条第一項の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八条第一項の義務を負う間、新道路法第三十六条第一項中「ガス小売事業を除く。」とあるのは、「ガス小売事業を除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十年法律第四十七号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

附 則（平成二十八年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路法第四十四条の二の改正規定、同法第四十七条の七に二項を加える改正規定並びに同法第九十条第二項及び第九十四条第四項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第八条第一項第二十三号、第九条第一項第十号及び第九项、第十七条第一項第十九号並びに第三十五条（見出しが含まれる）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

附 則（令和二年五月二七日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

附 則（平成二十九年六月二一日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

附 則（平成二十九年六月二一日法律第六四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

（政令への委任）

（政令への委任）
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めることは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四)
号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。